

# 住民税 年金からの引き落とし 特別徴収

## 新たに対象となる方は10月支給分から開始

公的年金等を受給している方で、年金から住民税の引き落とし(特別徴収)となる方は、次の方法により引き落としを行います。

「対象となる方」平成24年中に公的年金等の支払いを受けた方のうち、平成25年4月1日に老齢基礎年金等を受給している65歳以上の方で、介護保険料が特別徴収されている方

※次の方は対象となりません  
○老齢基礎年金等の年額が18万円未満の方  
○老齢基礎年金等から所得税額、介護保険料、国民健康保険料および後期高齢者医療保険料を控除した額が住民税額に満たない方

「対象となる税額」公的年金等の所得にかかる住民税額(所得割額と均等割額)

「徴収方法」年6回の公的年金支払い時に、日本年金機構等が特別徴収義務者として特別徴収し、各市区町村に納入します。

「昨年度から引き続き対象の方」4月・6月・8月に支給された年金から平成25年2月に徴収された税額と同額を引き落とし(仮徴収)。また、平成25年度の公的年金等に係る年税額から4月・6月・8月に徴収された額を差し引いた残額を3回に分割し、10月・12月・平成26年2月の年金から特別徴収します(本徴収)。

「今年度新たに対象となる方」納めていただくべき公的年金等にかかる年税額の2分の1に相当する額を6月・8月に納付書や口座振替によりご自身で納めていただき(普通徴収)、残額を10月・12月・平成26年2月の年金から引き落とし(特別徴収)。

### 公的年金からの住民税の徴収方法

新たに対象となる方

徴収月	6月・8月	10月・12月・平成26年2月
徴収額	各月、年税額の1/4	各月、年税額の1/6
方法	納付書や口座振替による(普通徴収)	年金からの引き落とし(特別徴収)

昨年度から引き続き対象の方

徴収月	4月・6月・8月	10月・12月・平成26年2月
徴収額	各月、今年2月と同額(仮徴収)	各月、年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3(本徴収)
方法	年金からの引き落とし(特別徴収)	

納税通知書 6月10日(月)発送  
平成25年度住民税(特別区民税・都民税)の税額決定の通知書は6月10日(月)に発送します。納期は7月1日(月)(第一期)、9月2日(月)(第二期)、10月31日(木)(第三期)、平成26年1月31日(金)(第四期)です。納め忘れのないようお願いします。

課税課 3647-800112  
3647-8004

# 平成25年度各種税証明

## 6月10日(月)から発行

平成25年度の特別区民税・都民税の課税・非課税・納税証明は、6月10日(月)から区役所区民課総合窓口(2階4番)、各出張所でも取り扱います。証明書自動交付機では、現年度(平成25年度)の非課税・課税証明

書のみ取り扱います。税証明の交付申請をされる方は、本人を確認できる身分証明書などをご持参ください。なお、交付申請を代理の方が行う場合は、依頼人自筆の委任状(押印のこと)と代理人の身

### 委任状の記載例

委任状

江東区長 殿 平成 年 月 日

委任者 住 所 \_\_\_\_\_

証明する年度の1月1日の住所 \_\_\_\_\_

委任者の氏名は自署してください

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

屋間の連絡先 \_\_\_\_\_

私は、下記の者を代理人として、事項欄の権限を委任します。

委任事項：平成 年度 住民税課税・非課税証明 通

平成 年度 住民税 納税証明 通

代理人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 M・T・S・H 年 月 日 男・女

## 江東区 区政モニターにご協力を

### 対象者(無作為抽出)には6月上旬に通知を送付



江東区政モニターは区民の皆さんの区政に関する意見や要望などをお聴きし、今後の施策に生かすために行うものです。区民参加型の区政の推進のため、ぜひご協力ください。任期は委嘱の日から平成26年3月末日までです。対象は、20歳以上の区民の方から、無作為抽出で選んだ60人の方です。

対象となられた方には、6月上旬に通知をお送りします。区政モニターにご協力いただける方は、同封の同意書に記入のうえ、ご返送いただきますよう、ご協力をお願いします。 広報広聴課 広報広聴係 3647-2364

### 証明書自動交付機 設置場所・利用時間

場所(所在地)	利用時間	利用休止日(※)
区役所	1階 8:30~21:00	年末年始
	2階(2台) 8:30~17:00(水曜は19:00まで)	土・日曜、祝日
出張所(富岡・豊洲・小松橋・大島・砂町・南砂)	8:30~17:00	年末年始
東陽区民館(東陽3-1-2)	8:30~17:00	月曜・祝日・年末年始
深川江戸資料館(白河1-3-28)	9:00~19:00	第2・第4月曜、年末年始ほか
豊洲文化センター(豊洲2-2-18)	9:00~21:00	第2・第4月曜、年末年始ほか
イオン東雲店(東雲1-9-10)	8:30~21:00	年末年始
ミニストップ潮見駅前店(潮見2-6-1)	8:30~21:00	年末年始
カメラプラザ(亀戸文化センター)内(亀戸2-19-1)	8:30~21:00	休館日
総合区民センター2階(大島4-5-1)	8:30~21:00(第2・第4月曜日は17:00まで)	年末年始ほか
東大島図書館(大島9-4-2-101)	9:00~20:00(日曜・祝日は17:00まで)	月曜・第1金曜・年末年始ほか
サンドラッグ東砂店(東砂1-3-38)	10:00~21:00	年末年始
砂町文化センター1階(北砂5-1-7)※8/31(土)まで	9:00~20:00	第1・第3月曜ほか
江東図書館(南砂6-7-52)※9/12(木)~	9:00~20:00(日曜・祝日は17:00まで)	月曜・第1金曜・年末年始ほか

※上記のほか機器の保守点検等により、利用できないことがあります。 ※砂町文化センターの自動交付機は移設し、9/12(木)から江東図書館で利用を再開します。

分を証明するものが必要です。ご注意ください。

また、都営住宅居住者の収入報告のための提出資料として、課税証明書の代わりに、税額決定通知書(本書に限る)をご利用になれます。

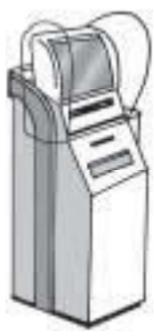
課税課課税第二係 3647-8004

## 証明書は自動交付機で 窓口よりも100円お得 夜間・休日も発行

証明書自動交付機は、窓口で申請書を記入する必要がなく、休日や夜間にも利用でき、大変便利です。 自動交付機を利用できるのは、江東区の住民基本台帳に記録されている方(成年被後見人・15歳未満の方は除く)です。利用には、「証明書自動交付機カード」または「自動交付機の利用登録をした住民基本台帳カード」が必要です。

「自動交付機で発行できる証明書」住民票の写し、印鑑登録証明書(印鑑登録済の本人分のみ)、課税・非課税証明書(現年度分・本人分のみ) 照会書が届きましたら、照会書

自動交付機カードの交付 自動交付機を利用するための専用カードです。 ※申請時に官公署発行の写真身分証明書(パスポートや運転免許証)等を持参された場合は、即日交付します。お持ちでない場合は、窓口での申請後、照会書を送付していただきます(郵便事情により日数がかかります)。



6月9日(日)午後5時~終日自動交付機を休止  
6月9日(日)午後5時~終日、税証明の発行年度の切り替えのため、区内全ての交付機が利用できなくなります。証明書が必要な方は、事前にご準備ください。  
※6月10日(月)から交付機より発行される(非)課税証明書は25年度になります。  
区民課税係 3647-3164